

平成 3 1 年 4 月 1 日
文 化 庁 長 官 決 定
令 和 2 年 6 月 4 日
令 和 3 年 2 月 1 0 日
令 和 3 年 4 月 1 日
令 和 4 年 1 月 1 3 日
令 和 5 年 2 月 1 0 日
令 和 6 年 3 月 5 日
改 正

1. 趣旨

この要項は、文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）交付要綱（平成 3 1 年 4 月 1 日文化庁長官決定）に基づき、地域の文化財の総合的な活用の推進等に資する事業に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

（1）世界文化遺産

補助事業者は、世界文化遺産の構成資産が所在する地方公共団体等によって構成される協議会等とする。

（2）日本遺産等

補助事業者は、日本遺産若しくは日本遺産の候補地域の構成文化財の所有又は保護団体（保存会等）等によって構成される協議会等とする。

なお、日本遺産の候補地域は新規認定から 3 年間の地域に限る。

（3）ユネスコ無形文化遺産

補助事業者は、地方公共団体及びユネスコ無形文化遺産の保護団体（保存会等）等によって構成される協議会等とする。

（4）地域文化遺産・地域計画等

補助事業者は、地域の文化財の所有者若しくは保護団体（保存会等）等によって構成される実行委員会又は文化財保存活用地域計画等を策定している市区町村及び Destination Management/Marketing Organization(DMO)等の民間団体等で構成する協議会等とする。

（5）地域伝統行事・民俗芸能等

補助事業者は、地域の文化財の所有者又は保護団体（保存会等）等によって構成される実行委員会等とする。

（6）地域のシンボル整備等

補助事業者は、文化財保存活用地域計画等を作成している地方公共団体（市町村等）とする。

（7）文化財保存活用地域計画作成

補助事業者は、地方公共団体（市町村等）とする。

（8）地域の伝統行事等のための伝承支援（国指定等）

補助事業者は、地方公共団体、又は保護団体（保存会等）等とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とする。なお、2.（4）及び（5）の補助事業者で文化財保護法に基づき文化財保存活用地域計画の認定を受けた市町村における事業については、優先採択等の措置を講じることができる。

（1）人材育成事業

地域の文化財を総合的に紹介するボランティア等の人材育成。但し、2.（1）から（4）に限る。

（2）普及啓発事業

地域の文化財を普及啓発するための事業（発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウム等）。但し、2.（1）から（4）に限る。

（3）調査研究事業

地域の文化財に関する調査研究事業。但し、2.（1）から（3）に限る。

（4）後継者養成事業

地域の文化財の継承のための後継者の育成等。但し、２．（５）及び（８）に限る。

（５）用具等整備事業

地域の文化財の継承のために用いる用具の新調、修理。但し、２．（５）及び（８）に限る。

（６）記録作成・情報整備事業

地域の文化財の保存継承等に関する記録作成、伝統行事等のオンライン配信等の取組。但し、２．（５）に限る。

（７）機能維持事業

地域の核（シンボル）となっている国登録文化財の機能維持（修理、整備）のため、市町村が自ら行う事業又は所有者等の行う事業に対し市町村がその経費を補助する事業。但し、２．（６）に限る。

また、国登録有形文化財（建造物）の修理・整備にあたっては、文化財としての価値を担保するため、以下のような者が従事するか、技術的指導を受ける必要がある。

- ・文化庁が選定した選定保存技術保持者もしくは保存団体に属する者、またはこれらに準ずるものとして文化庁が認めた者
- ・ヘリテージマネージャーとして各都道府県建築士会に登録された建築士
- ・「登録有形文化財（建造物）修理に係る設計監理技術指導者の承認基準」を満たすことを文化庁が認めた者

（８）上記（１）から（７）の事業を構想するために必要な取組

（９）文化財保護団体支援事業

地域で活動する民間団体の文化財保護への取組に対し市町村がその経費を補助する事業。但し、２．（６）に限る。

（１０）文化財保存活用地域計画作成事業

地域内の歴史的背景、自然的環境、社会的状況、文化財の状況等に関する調査や文化財保存活用地域計画の作成等に必要な事業。但し、２．（７）に限る。

（１１）博物館等における日本遺産ゲートウェイ機能強化事業

博物館等の施設において、日本遺産ストーリーの理解を促すための 展示改善等の整備事業。但し、２．（２）の日本遺産構成文化財の所有又は保護団体（保存会等）等によって構成される協議会等に限る。

４．補助対象経費

補助対象経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別表のとおりとする。

（１）主たる事業費

- ア 人材育成事業
- イ 普及啓発事業
- ウ 調査研究事業
- エ 後継者養成事業
- オ 用具等整備事業
- カ 記録作成・情報整備事業
- キ 機能維持事業
- ク 上記アからキの事業を構想するために必要な取組
- ケ 文化財保護団体支援事業
- コ 文化財保存活用地域計画作成事業
- サ 博物館等における日本遺産ゲートウェイ機能強化事業

（２）その他の経費

事務経費

５．補助金の額

３．（７）、（９）及び（１１）以外の補助金の額は、予算の範囲内において定額とする。３．（７）、（９）及び（１１）の補助金の額は、補助対象経費の５０％とする。

(別表)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
地域文化財総合活用推進事業	主たる経費	事業費	給与 報酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	危険作業を伴う等必要な場合に限る
			共済費	傷害保険 〇〇保険	
			報償費	講師等謝金 原稿執筆謝金 会議出席謝金 出演料 〇〇謝金	
			旅費	普通旅費 特別旅費 費用弁償	
			使用料及び借料	会場借料 自動車等借上料 〇〇借料 〇〇損料	
			役務費	通信運搬費 手数料 現像焼付料	振込手数料等
			委託費	〇〇委託費	
			請負費	請負費	
			備品購入費	備品購入費	単価が10万円未満(税込)のものに限る。
			原材料費	原材料費	単価が10万円未満(税込)のものに限る
			需用費	消耗品費 印刷製本費 会議費	単価が10万円未満(税込)のものに限る
		本工事費	給与 報酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	
			共済費	労災保険	

地域文化財総合活用推進事業	主たる経費			報償費 旅費 使用料及び借料 役務費 委託費 工事請負費 備品購入費 原材料費 需用費 補償金	○○保険 ○○委員謝金 普通旅費 特別旅費 費用弁償 借料及び損料 ○○損料 通信運搬費 手数料 ○○費 試験委託費 調査委託費 測量委託費 設計監理費 ○○委託費 請負費 備品購入費 工事材料費 消耗品費 印刷製本費 燃料費 光熱水料 ○○費 立木伐採保証金 ○○保証金	単価が10万円未満(税込)のものに限る。 単価が10万円未満(税込)のものに限る 単価が10万円未満(税込)のものに限る
	その他の経費	事務経費	事務費	給与 報酬 職員手当等 旅費 役務費 委託費 使用料及び借料 需用費	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 ○○手当 普通旅費 費用弁償 通信運搬費 手数料 ○○委託費 会場借料 ○○借料、○○損料 消耗品費 印刷製本費	振込手数料等 単価が10万円未満(税込)のものに限る。